

平成26年2月13日  
(第1回臨時会)

# 美瑛町議会議案

## 議 案 目 次

議案第 1 号	美瑛町白金温泉における町営温泉井の使用に関する条例の一部 改正について	----- 1
議案第 2 号	美瑛町道路占用料徴収条例等の一部改正について	----- 2~ 6
議案第 3 号	美瑛町都市公園条例の一部改正について	----- 7
議案第 4 号	美瑛町千代田公園の設置及び管理に関する条例の一部改正に ついて	----- 8
議案第 5 号	美瑛町公共下水道条例の一部改正について	----- 9~10
議案第 6 号	美瑛町水道事業給水条例の一部改正について	-----11~14
議案第 7 号	美瑛町立病院使用料及び手数料条例の一部改正について	-----15
議案第 8 号	平成25年度美瑛町一般会計補正予算について	-----16~24
議案第 9 号	財産の取得について	-----25
議案第10号	財産の取得について	-----26

議案第1号

美瑛町白金温泉における町営温泉井の使用に関する条例の一部改正について

美瑛町白金温泉における町営温泉井の使用に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年2月13日 提出

美瑛町長 浜田 哲

美瑛町白金温泉における町営温泉井の使用に関する条例の一部を改正する条例

美瑛町白金温泉における町営温泉井の使用に関する条例（昭和35年美瑛町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

別表第1（第3条関係）営業用の項中「157,500」を「162,000」に、自家用の項中「262,500」を「270,000」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第2号

美瑛町道路占用料徴収条例等の一部改正について

美瑛町道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年2月13日 提出

美瑛町長 浜田 哲

美瑛町道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例

(美瑛町道路占用料徴収条例の一部改正)

第1条 美瑛町道路占用料徴収条例(昭和38年美瑛町条例第19号)の一部を次のように改正する。

第10条第1号中「法第39条第2項ただし書に該当する事業又は」及び「第1項」を削る。

別表(第2条関係)を次のように改める。

別表(第2条関係)

占用物件		単位	占用料(円)
法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1年	770
	第2種電柱		1,200
	第3種電柱		1,600
	第1種電話柱		690
	第2種電話柱		1,100
	第3種電話柱		1,500
	その他の柱類		53
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	7

	地下電線その他地下に設ける線類		4
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	520
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	360
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,100
	郵便差出箱		450
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,100
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,100
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	36
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		53
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		71
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		140
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		360
	外径が1メートル以上のもの		710
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	1,100

法第32条 第1項第6 号に掲げる 施設	祭礼、縁日 等の際し、 一時的に設 けるもの	占用面積4平 方メートル未 満	1回(3日以内) につき	700
		占用面積4平 方メートル以 上8平方メー トル未満		1,100
		占用面積8平 方メートル以 上12平方メ ートル未満		2,200
		占用面積1.2 平方メートル 以上16平方 メートル未満		3,000
	その他のもの	占用面積1平方 メートルにつき 1月	110	
道路法施行 令(昭和27 年政令第 479号。以 下「政令」と いう。)第7 条第1号に 掲げる物件	看板(アー チであるも のを除く)	一時的に設け るもの	表示面積1平方 メートルにつき 1月	110
		その他のもの	表示面積1平方 メートルにつき 1年	1,100
	標識		1本につき1年	850
	旗ざお	祭礼、縁日等 の際し、一時 的に設けるも の	1本につき1日	11
		その他のもの	1本につき1月	110

幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	11
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	110
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,100
	その他のもの		540
政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	1,100
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	110
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			110
上記以外の工作物、物件又は施設		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.008を乗じて得た額

備考

- 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電

話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 5 Aは近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 6 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満の場合は1平方メートル若しくは1メートルとし、1平方メートル若しくは1メートル以上でこれに端数があるときはこの端数を切り捨てる。
- 7 占有料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占有料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。
- 8 占有期間が1月未満であるものに係る占有料の額は、占有料欄に掲げる額を基礎として計算した額に100分の108を乗じて得た額（このうち100分の8に係る部分の金額に、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。

（美瑛町道路占有料徴収条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 美瑛町道路占有料徴収条例の一部を改正する条例（平成9年美瑛町条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「若しくは」を「又は」に、「規定による許可を受け、又は同法第35条の規定による協議が成立して現に存する」を「規定により許可をした」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第3号

美瑛町都市公園条例の一部改正について

美瑛町都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年2月13日 提出

美瑛町長 浜田 哲

美瑛町都市公園条例の一部を改正する条例

美瑛町都市公園条例（昭和52年美瑛町条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1（第14条関係）備考2中「100分の105」を「100分の108」に、「100分の5」を「100分の8」に改める。

別表第2（第14条関係）備考3中「100分の105」を「100分の108」に、「100分の5」を「100分の8」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第4号

美瑛町千代田公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

美瑛町千代田公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年2月13日 提出

美瑛町長 浜田 哲

美瑛町千代田公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例

美瑛町千代田公園の設置及び管理に関する条例（昭和62年美瑛町条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1（第6条関係）備考4中「100分の105」を「100分の108」に、「100分の5」を「100分の8」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第5号

美瑛町公共下水道条例の一部改正について

美瑛町公共下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年2月13日 提出

美瑛町長 浜田 哲

美瑛町公共下水道条例の一部を改正する条例

美瑛町公共下水道条例（昭和60年美瑛町条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1（第18条関係）公衆浴場以外の汚水の項中「1, 100」を「1, 131」に、「140」を「144」に改め、公衆浴場の汚水の項中「2, 750」を「2, 828」に改める。

別表第2（第28条関係）備考中「100分の105」を「100分の108」に、「100分の5」を「100分の8」に改める。

別表第3中

第25条の規定による設計の委託	1件につき	525	525
-----------------	-------	-----	-----

を

第30条の規定による設計の委託	1件につき	540	540
-----------------	-------	-----	-----

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（使用料の消費税に関する経過措置）

2 改正後の第18条の規定にかかわらず、施行日前から継続している公共下水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に使用料の支払を

受ける権利の確定するものの当該確定した使用料（施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後である公共下水道の使用にあつては、当該確定した使用料のうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料を前回確定日（その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。）については、なお従前の例による。

- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

議案第6号

美瑛町水道事業給水条例の一部改正について

美瑛町水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年2月13日 提出

美瑛町長 浜田 哲

美瑛町水道事業給水条例の一部を改正する条例

美瑛町水道事業給水条例（平成10年美瑛町条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表（第22条関係）を次のように改める。

別表（第22条関係）

水道料金

1 本町・平和・五稜地区計量水道料金

用途	料金		超過料金 (1立方メートルにつき)
	基本料金(1月)		
	基本水量	料金	
一般家庭用	立方メートル 8	円 1,656	円 230
営業用	10	3,030	1立方メートル以上 230 150立方メートル以下 151立方メートル以上 208
浴場営業用	200	25,751	93
臨時用	10	6,228	628
プール用	200	31,350	240

畜産農業用	30	4, 528	1立方メートル以上	230
			150立方メートル以下	
			151立方メートル以上	198
一般農業用	13	2, 033		230

備考

- 1 一般家庭用とは、農業者以外が一般家事用、地域会館等に使用するものをいう。
- 2 営業用とは、小規模食品製造業、料理店、飲食店、旅館、病院、娯楽場、官公庁、学校、会社及びその他営業に使用するもの、又は工場、事業場等が生産用に使用するものをいう。
- 3 浴場営業用とは、一般の公衆浴場営業の用に使用するものをいう。
- 4 臨時用とは、工事等のため一時的に使用するものをいう。
- 5 プール用とは、学校等のプールに使用するものをいう。
- 6 畜産農業用とは、大家畜換算おおむね20頭以上の家畜を飼育する農業者が使用するものをいう。
- 7 一般農業用とは、畜産農業者以外の農業者が使用するものをいう。

2 白金地区計量水道料金

用途	料金		超過料金 (1立方メートルにつき)	
	基本料金 (1月)			
	基本水量	料金		
一般家庭用	立方メートル 8	円 1, 656	円 230	
営業用 (1)	10	1, 268	1立方メートル以上	115
			500立方メートル以下	
			501立方メートル以上	110
営業用 (2)	10	3, 030	1立方メートル以上	230
			150立方メートル以下	
			151立方メートル以上	208

旅館用	定員 100人 以上	100	12,697	1立方メートル以上 200立方メートル以下 201立方メートル以上	115 110
	定員 101人 以上 200人 以下	200	25,395	1立方メートル以上 500立方メートル以下 501立方メートル以上	115 110
	定員 201人 以上	300	38,093	1立方メートル以上 1,000立方メートル以下 1,001立方メートル以上	115 110
臨時用	10	6,228		628	
畜産農業用		30	4,528	1立方メートル以上 150立方メートル以下 151立方メートル以上	230 198
	一般農業用	13	2,033		230

備考

- 1 一般家庭用とは、農業者以外が一般家事用、地域会館等に使用するものをいう。
- 2 営業用とは、小規模食品製造業、料理店、飲食店、旅館、病院、娯楽場、官公庁、学校、会社及びその他営業に使用するもの、又は工場、事業場等が生産用に使用するものをいい、美瑛町水道事業の設置等に関する条例（昭和43年美瑛町条例第9号）第2条第2項第1号に定めた給水区域が白金にあるものは営業用（1）を適用し、それ以外にあるものは営業用（2）を適用する。
- 3 旅館用とは、ホテル及び旅館の営業に使用するものをいう。
- 4 臨時用とは、工事等のため一時的に使用するものをいう。
- 5 畜産農業用とは、大家畜換算おおむね20頭以上の家畜を飼育する農業者が使用するものをいう。

6 一般農業用とは、畜産農業者以外の農業者が使用するものをいう。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(料金の消費税に関する経過措置)

2 改正後の第22条の規定にかかわらず、施行日前から継続している水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利の確定するものの当該確定した料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後である水道の使用にあつては、当該確定した料金のうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。）については、なお従前の例による。

3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

議案第7号

美瑛町立病院使用料及び手数料条例の一部改正について

美瑛町立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年2月13日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

美瑛町立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

美瑛町立病院使用料及び手数料条例（昭和41年美瑛町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の105」を「100分の108」に、「100分の5」を「100分の8」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第8号

平成25年度 美瑛町一般会計補正予算（第7号）

平成25年度美瑛町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,404,400千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成26年2月13日 提出

美瑛町長 浜田 哲

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		4,449,249	8,962	4,458,211
	1 地方交付税	4,449,249	8,962	4,458,211
20 諸収入		228,056	238	228,294
	5 雑入	92,222	238	92,460
21 町債		1,232,600	3,400	1,236,000
	1 町債	1,232,600	3,400	1,236,000
歳入合計		9,391,800	12,600	9,404,400

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,728,880	1,763	1,730,643
	1 総務管理費	1,692,456	1,763	1,694,219
3 民生費		931,550	1,285	932,835
	1 社会福祉費	550,009	34	550,043
	2 児童福祉費	381,541	1,251	382,792
6 農林水産業費		888,375	389	888,764
	1 農業費	570,732	389	571,121
7 商工費		613,084	8,925	622,009
	1 商工費	477,610	4,343	481,953
	2 文化スポーツ振興費	135,474	4,582	140,056
10 教育費		426,545	238	426,783
	3 中学校費	73,613	238	73,851
歳出合計		9,391,800	12,600	9,404,400

## 第 2 表 地方債補正

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	変 更 前				変 更 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
過疎対策事業	682,400	証書借入又は証券発行	3.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	685,800	変更前に同じ	変更前に同じ	変更前に同じ
商店街コミュニティ施設整備事業	( 58,500)				( 61,900)			
合 計	1,232,600				1,236,000			

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

		款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
10		地方交付税	4,449,249	8,962	4,458,211
	1	地方交付税	4,449,249	8,962	4,458,211
	1	地方交付税	4,449,249	8,962	4,458,211
20		諸 収 入	228,056	238	228,294
	5	雑 入	92,222	238	92,460
	4	雑 入	92,219	238	92,457
21		町 債	1,232,600	3,400	1,236,000
	1	町 債	1,232,600	3,400	1,236,000
	5	商 工 債	140,500	3,400	143,900

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 地方交付税	8,962	1 普通交付税
2 雑入	238	1 日本スポーツ振興センター補償金
1 商工債	3,400	1 商工債 (1) 過疎対策 商店街コミュニティ施設整備事業債

(歳出)

2	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
					特定財源	一般財源	
2		総務費	1,728,880	1,763	1,730,643		1,763
	1	総務管理費	1,692,456	1,763	1,694,219		1,763
		2 一般管理費	60,236	50	60,286		50
	5	財産管理費	114,822	1,232	116,054		1,232
	7	地域振興費	49,528	181	49,709		181
	12	諸 費	67,000	300	67,300		300
3		民生費	931,550	1,285	932,835		1,285
	1	社会福祉費	550,009	34	550,043		34
		2 高齢者福祉費	118,096	34	118,130		34
	2	児童福祉費	381,541	1,251	382,792		1,251
		2 保育所費	152,494	1,142	153,636		1,142
	4	子ども支援センター費	5,075	109	5,184		109

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
19 負担金補助 及び交付金	50	1 みんなで創る住みよい町に向けて (1) 行政区会館運営費補助事業 補助金 (補)	50 50 (50)
11 需 用 費	1,232	1 みんなで創る住みよい町に向けて (1) 庁舎維持管理事業 燃料費 (物)	1,232 1,232 (1,232)
19 負担金補助 及び交付金	181	1 みんなで創る住みよい町に向けて (1) 地域振興奨励補助等事業 補助金 (補)	181 181 (181)
11 需 用 費	300	1 みんなで創る住みよい町に向けて (1) 地域情報通信基盤運営事業 修繕料 (物)	300 300 (300)
12 役 務 費	34	1 思いやりのある社会福祉のために (1) 緊急通報システム運営事業 通信運搬費 (物)	34 34 (34)
11 需 用 費	548	1 思いやりのある社会福祉のために (1) どんぐり保育園管理運営事業 修繕料 (維)	1,142 548 (548)
18 備品購入費	594	(2) どんぐり保育園給食事業 備品購入費 (物)	594 (594)
18 備品購入費	109	1 思いやりのある社会福祉のために (1) 発達支援事業 備品購入費 (物)	109 109 (109)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
						特定財源	一般財源	
6		農林水産業費	888,375	389	888,764		389	
	1	農業費	570,732	389	571,121		389	
		2	農業振興費	522,314	389	522,703		389
7		商工費	613,084	8,925	622,009	3,400	5,525	
	1	商工費	477,610	4,343	481,953	3,400	943	
		2	商工業振興費	250,701	3,668	254,369	地方債 3,400	268
		3	観光費	88,531	528	89,059		528
		6	イベント推進費	27,870	147	28,017		147
	2		文化スポーツ振興費	135,474	4,582	140,056		4,582
		2	生涯学習推進費	14,259	3,756	18,015		3,756
		7	保健体育施設費	40,718	826	41,544		826
10		教育費	426,545	238	426,783	238		
	3	中学校費	73,613	238	73,851	238		
		2	教育振興費	18,116	238	18,354	諸収入 238	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 備品購入費	389	1 元気のある産業経済のために (1) 農業技術研修センター管理運営事業 備品購入費 (物)	389 389 (389)
13 委託料	3,668	1 元気のある産業経済のために (1) 商店街コミュニティ施設整備事業 業務委託 (事)	3,668 3,668 (3,668)
11 需用費	528	1 元気のある産業経済のために (1) 四季の情報館管理運営事業 修繕料 (維)	528 528 (528)
11 需用費	147	1 元気のある産業経済のために (1) イベント推進事業 修繕料 (物)	147 147 (147)
13 委託料	3,756	1 はつらつとした人づくりのために (1) 地域人材育成研修施設整備事業 建築・土木委託 (事)	3,756 3,756 (3,756)
11 需用費	826	1 はつらつとした人づくりのために (1) スポーツセンター管理事業 修繕料 (維)	826 826 (826)
22 補償補填及び賠償金	238	1 はつらつとした人づくりのために (1) 中学校災害共済給付事業 補償金 (補)	238 238 (238)

議案第9号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成26年2月13日 提出

美瑛町長 浜田 哲

記

取得財産	契約の方法	契約金額	契約先
小学校管理用備品（児童用机・椅子）	指名競争入札による落札	円 7,118,160	美瑛町本町1丁目4番2号 株式会社 阿部百貨店 代表取締役 阿部裕信

（参考資料）

取得目的	規格・形式	納期	その他
児童の教育環境の整備を図るため	机：軽量天板 椅子：ポリプロピレン樹脂製  数量：304組	平成26年3月31日	入札指名業者名 1. 株式会社 阿部百貨店 2. 有限会社 安東家具店 3. 有限会社 エコテック 4. 長谷川印舗  第1回目落札

議案第10号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成26年2月13日 提出

美瑛町長 浜田 哲

記

取得財産	契約の方法	契約金額	契約先
中学校管理用 備品（生徒用 机・椅子）	指名競争入札 による落札	円 7,773,780	美瑛町本町1丁目4番2号 株式会社 阿部百貨店 代表取締役 阿部 裕 信

(参考資料)

取得目的	規格・形式	納 期	そ の 他
生徒の教育環 境の整備を 図るため	机：軽量天板 椅子：ポリプロ ピレン樹脂製  数量：332組	平成26年3月31日	入札指名業者名 1. 株式会社 阿部百貨店 2. 有限会社 安東家具店 3. 有限会社 エコテック 4. 長谷川印舗  第1回目落札

# 美瑛町町民憲章

わたくしたちは、美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章をかかげてその実践につとめましょう。

## 1 心もからだもすこやかに

りっぱにつとめをはたしましょう。

## 1 互にむつみ話し合い

楽しい家庭をつくりましょう。

## 1 きまりを守り助け合い

明るい社会をつくりましょう。

## 1 自然を愛し文化をたかめ

豊かな郷土をつくりましょう。